

大 気 環 境

目 次

表 1	大気汚染に係る環境基準	(1)
表 2	汚染物質別の測定方法	(1)
表 3	大気汚染測定局が設置されている市町村（平成 26 年度）	(2)
表 4	測定局及び測定項目一覧	(2)
表 5	ばい煙発生施設等に係る規制の概要	(5)
表 6	粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設に係る規制の概要	(5)
表 7	大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別、 区域別ばい煙発生施設の設置状況	(6)
表 8	大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく 種類別一般粉じん発生施設の設置状況	(7)
表 9	大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況	(7)
図 1	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ガソリン・LPG車〕	(8)
図 2	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ディーゼル車〕	(9)
図 3	粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)の推移	(10)

表 1 大気汚染に係る環境基準

項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)
環境基準	1時間値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	(昭和48年5月16日 環境庁告示) 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和53年7月11日 環境庁告示) 年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。	(昭和48年5月8日 環境庁告示) 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和48年5月8日 環境庁告示) 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、0.10mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和48年5月8日 環境庁告示) 年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。

(注) 光化学オキシダントは、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

表 2 汚染物質別の測定方法

測定項目	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	紫外線蛍光法
窒素酸化物 (NO+NO ₂)	オゾンを用いる化学発光法
二酸化窒素 (NO ₂)	
一酸化窒素 (NO)	
一酸化炭素 (CO)	非分散型赤外線分析法
浮遊粒子状物質 (SPM)	ベータ線吸収法
光化学オキシダント (Ox)	紫外線吸収法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	ベータ線吸収法、TEOM(フィルター振動法)
炭化水素 (HC)	水素炎イオン化検出器を用いたガスクロマトグラフ法
〔非メタン炭化水素 (NMHC)〕	
〔メタン (CH ₄)〕	

2 有害大気汚染物質

測定項目	測定方法
アクリロニトリル	ガスクロマトグラフ質量分析法
塩化ビニルモノマー	
クロホルム	
1,2-ジクロロエタン	
ジクロロメタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ブタジエン	
ベンゼン	
酸化エチレン	
トルエン	
塩化メチル	
アセトアルデヒド	
ホルムアルデヒド	
ベンゾ[a]ピレン	
ニッケル化合物	高速液体クロマトグラフ法
クロム及びその化合物	
ベリリウム及びその化合物	
マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
ヒ素及びその化合物	
水銀及びその化合物	
水銀及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
加熱気化冷原子吸光法	

3 ダイオキシシン類

測定項目	測定方法
ダイオキシシン類	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法

(資料) 環境部調べ

表 1 大気汚染に係る環境基準

物質名	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)
環境基準	1時間値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	(昭和48年5月16日 環境庁告示) 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和53年7月11日 環境庁告示) 年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。	(昭和48年5月8日 環境庁告示) 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和48年5月8日 環境庁告示) 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、0.10mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和48年5月8日 環境庁告示) 年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。

(注) 光化学オキシダントは、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

物質名	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境基準	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。 (平成21年9月9日 環境庁告示)
評価方法	年間の1日平均値の年間平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、年間の1日平均値の低いほうから98%に相当する値が35µg/m ³ 以下であること。

2 有害大気汚染物質

物質名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (平成13年4月20日 環境庁告示)
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。

3 ダイオキシシン類

物質名	ダイオキシシン類
環境基準	年平均平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(平成11年12月27日 環境庁告示)
評価方法	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。 (資料) 環境部調べ

表3 大気汚染測定局が設置されている市町村（平成26年度）

区域	市町村名	測定局数		合計
		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局	
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、飛島村	14	8	22
東三河区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市（旧田原町地域）	11 ^(注4)	2	13 ^(注4)
尾張区域	一宮市、津島市、大山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、弥富市、あま市、豊山町、蟹江町	10	5	15
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	12	3	15
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、阿久比町、東浦町、武豊町	9	1	10
その他区域	岡崎市、安城市、西尾市、新城市、田原市（旧田原町を除く）、美浜町、幸田町	8	4	12
計	44市町村（35市8町1村）	64 ^(注4)	23	87 ^(注4)

(注) 1 平成27年3月末現在
 2 測定局は、県、環境省、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市が設置したものが対象である。
 3 区域区分は、大気汚染防止法施行令別表第3の区域区分による
 4 平成27年2月に、田原市給食センター測定局を田原市童浦小学校測定局に移転したことから、測定局数は1局増となっている。
 (資料) 環境部調べ

表4 測定局及び測定項目一覧

(一般環境大気測定局)

区番号	測定局名	所在地	測定項目										備考			
			二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素	風向	風速					
1	国設名古屋大気環境測定所	千種区賤子殿21-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	愛知工業高校	北区福徳町字広瀬島350-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	中村保健所	中村区名張町四丁目7-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	滝川小学校	昭和区滝川町131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	八幡中学校	中川区元中野町二丁目11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	富田支所	〃 春田三丁目215	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	惟信高校	港区惟信町二丁目262	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	白水小学校	南区松下町二丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	守山保健所	守山区小幡一丁目3-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	大高北小学校	緑区大高町字町屋川1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	天白保健所	天白区島田二丁目201	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
名古屋市区域			名古屋管理測定局小計													
			(名古屋市内計)													
12	東海市名和町	東海市名和町南之山10-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	東海市横須賀小学校	〃 高橋須賀町大塚36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	知多市新舞子保育園	知多市大草字北ノ田81	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
名古屋市区域計			6	14	1	14	3	10	0	10	10	10	1	10	3	14

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目							備 考		
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ タ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速			
東 三 河 区	15	大 崎 市 管 理 測 定 局	豊橋市大崎町字楯ノ木 16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	16		豊橋市石巻町字西浦 16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	17		豊橋市大岩町字東郷内 111-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	18		豊橋市野依町字上ノ山 33-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	19		豊橋市吾妻町 84-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	20		豊橋市富本町字国隠 20-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東 三 河 区	21	豊橋市管理測定局小計		3	6	0	6	5	4	1	6		
	22	豊川市役所	豊川市金屋町三丁目 11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23	豊川市御津南郡小学校	豊川市御津町加美 15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	24	蒲郡市御幸町	蒲郡市御幸町 3350	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	25	田原市給食センター(注2)	田原市加治町石井戸 66-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	25	田原市童浦小学校(注3)	豊川市西側 85-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾 張 区	東 三 河 区 域 計				(注4)	11	0	11	10	7	3	11	
	26	一宮市松蔭通	一宮市松蔭通七丁目 27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	27	一宮市小信中島	一宮市小信川南 12-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	28	一宮市大曾川消防署	木曽川町大字黒田字北宿二切27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	29	津島市埋田町	津島市埋田町二丁目 123-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	30	大山消防署	大山市大字五郎丸字下前田 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	31	江南市古知野町	江南市古知野町花霞 74	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	32	岩倉市本町	岩倉市中本町字出口白山 1-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	33	弥富市役所	弥富市前須町南本田 379-1、379-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	34	豊山町豊場	豊山町大字豊場字城屋敷 117	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	35	あま市伊福小学校	あま市七至町伊福河原 28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾 張 区 域 計				3	10	0	10	10	3	1	9		

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目							備 考	
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ タ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速		
内 陸 区	36	豊 田 市 管 理 測 定 局	豊田市加納町西段 75	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	37		豊田市中部局(宝来町)	豊田市中部局(宝来町) 758-10	○	○	○	○	○	○	○	○
	38		豊田市中部局(三軒町)	豊田市中部局(三軒町) 23-5	○	○	○	○	○	○	○	○
	39		豊田南部局(竹元町)	豊田南部局(竹元町) 細畔 3	○	○	○	○	○	○	○	○
	40		豊田管理測定局小計		2	4	1	4	4	3	4	
	41		春日井市朝宮公園	春日井市朝宮町四丁目 1-2	○	○	○	○	○	○	○	○
	42		小牧高校	小牧市小牧一丁目 321	○	○	○	○	○	○	○	○
東 三 河 区	43	知立市役所	知立市広見三丁目 1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	44	尾張旭市東大道町	尾張旭市東大道町山の内 2419-5	○	○	○	○	○	○	○	○	
	45	豊明中学校	豊明市二村台二丁目 25-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	46	日進市五色園	日進市五色園二丁目 2716	○	○	○	○	○	○	○	○	
	47	東郷町泰木	東郷町泰木字申下 1335-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	47	長久手中学校	長久手市岩作権代 30-3	○	○	○	○	○	○	○	○	
内 陸 区 域 計				5	12	1	12	12	7	3	12	
衣 浦 区	48	半田市東洋町	半田市東洋町一丁目 3-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	49	碧南市川口町	碧南市川口町一丁目 169	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50	刈谷市寿町	刈谷市寿町一丁目 409	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	51	常滑市保健センター	常滑市新開町五丁目 62	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	52	大府小学校	大府市桃山町五丁目 44	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	53	高浜小学校	高浜市青木町六丁目 1-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	54	阿久比中学校	阿久比町大字卯坂字半田ヶ峰 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	55	東浦町役場	東浦町大字緒川字政所 20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	56	武豊町役場	武豊町字長尾山 19	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	衣 浦 区 域 計				2	9	0	9	9	5	2	9

〔自動車排出ガス測定局〕

区 域	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目							備 考
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ タ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	
そ の 他 区 域	57	岡崎市羽根管理測定局	岡崎市羽根町字離場47	○	○	○	○	○	○	○	
			岡崎市管理測定局小計	1	0	1	1	0	0	1	
	58	安城農林高校	安城市池浦町茶筌木1	○	○	○	○	○	○	○	
	59	愛車ホーム西尾苑	西尾市八ツ面町蔵屋敷99	○	○	○	○	○	○	○	
	60	西尾市役所一色支所	〃 一色町前野新田34	○	○	○	○	○	○	○	
	61	田原市古田町	田原市古田町岡ノ越6-4	○	○	○	○	○	○	○	
62	美浜町奥田	美浜町大字奥田字磯路67-1	○	○	○	○	○	○	○		
63	幸田小学校	幸田町大字大草字三ツ石18	○	○	○	○	○	○	○		
64	新城消防署	新城市平井字新栄83	○	○	○	○	○	○	○		
そ の 他 区 域 計				3	0	8	8	5	2	7	
合 計				22	64	2	64	63	40	14	62

(注1) 市町村及び測定機(○)は平成27年3月31日現在のものである。
 (注2) 田原市給食センターは、平成27年2月で廃止。
 (注3) 田原市童浦小学校は、平成27年3月5日に測定開始。
 (注4) 田原市給食センターを田原市童浦小学校に移転したことから、測定局数は1局増となっている。
 (資料) 環境部調べ

区 域	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目							備 考
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ タ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	
名 古 屋 区 域	1	上下水道局北営業所	北区田幡二丁目4-5	○	○	○	○	○	○	○	
	2	名塚中学校	西区新福寺町二丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	
	3	テレビ塔	中区錦三丁目6-15先	○	○	○	○	○	○	○	
	4	熱田神宮公園	熱田区旗屋一丁目10-45	○	○	○	○	○	○	○	
	5	港 陽	港区港陽一丁目1-65	○	○	○	○	○	○	○	
	6	千 籠	南区汐田町1304	○	○	○	○	○	○	○	
	7	元塩公園	〃 元塩町二丁目	○	○	○	○	○	○	○	
	8	名古屋管理局小計	名古屋管理局小計	1	7	1	7	3	7	1	7
国設飛島自動車交通環境測定所 飛島村飛島新田字竹之郷5											
名 古 屋 区 域 計				1	8	2	8	3	8	2	8
東 三 河 区 域	9	豊橋市今橋管理測定局	豊橋市今橋町1	○	○	○	○	○	○	○	
		豊橋市管理局小計	豊橋市管理局小計	1	1	1	0	1	0	1	
	10	豊川市桜町	豊川市桜町一丁目3-109	○	○	○	○	○	○	○	
東 三 河 区 域 計				1	2	2	0	1	1	2	
尾 張 区 域	11	稲沢市役所	稲沢市稲沢町1	○	○	○	○	○	○	○	
	12	清須市阿原	清須市阿原九丁目192-1	○	○	○	○	○	○	○	
	13	豊山町栄児童遊園	豊山町大字豊場字栄80	○	○	○	○	○	○	○	
	14	あま市稲荷公園	あま市稲荷稲荷76	○	○	○	○	○	○	○	
	15	蟹江町八幡	蟹江町八幡二丁目13	○	○	○	○	○	○	○	
尾 張 区 域 計				0	5	2	5	2	1	5	

表5 ばい煙発生施設等に係る規制の概要

規制対象物質等	規制種類	根拠法令	対象地域	規制対象
硫黄酸化物	K値規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	〃 (法対象施設より小規模な施設等)
	総量規制	大気汚染防止法	名古屋区域及び衣浦区域	特定工場等
	総排出量規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	三河山間部を除く区域	大気指定工場等
ばいじん	濃度規制	大気汚染防止法	名古屋市内の一部区域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	〃 (法対象施設より小規模な施設等)
	構造並びに使用及び管理に関する規制(建屋集じん装置の設置など)	大気汚染防止法	名古屋区域及び衣浦区域	特定工場等以外の工場・事業場における各ばい煙発生施設(法対象施設)
	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
窒素酸化物	濃度規制	大気汚染防止法	〃	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	〃 (法対象施設より小規模な施設等)
	工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	大気汚染防止法	〃	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びびガソリン機関設置指針	大気汚染防止法	〃	ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びびガソリン機関(名古屋を除く。)
有害物質(窒素酸化物を除く。) *1 法と条例で有害物質の種類が異なる。 有害大気汚染物質(指定物質*2)	〃	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	〃 (法対象施設より小規模な施設等)
	指定物質抑制基準(濃度基準)	大気汚染防止法	〃	指定物質排出施設
	濃度規制	大気汚染防止法	〃	揮発性有機化合物 揮発性有機化合物排出施設

*1 大気汚染防止法で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素・塩化水素・弗素・弗化水素・弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質
 県民の生活環境の保全等に関する条例で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素・塩化水素、鉛及びその化合物、弗素・弗化水素、弗化珪素、二硫化炭素、シアン及びその化合物、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサノン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル及び酢酸エチレンの22物質
 *2 指定物質はベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質
 (注) 平成27年3月末現在
 (資料) 環境部調べ

区	番	測定局	所在地	測定項目										備考	
				二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素	風向	風速				
内陸区	16	瀬戸市陶原町	瀬戸市陶原町五丁目 60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17	春日井市勝川小学校	春日井市若草通二丁目 1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	18	日進市上納池スポーツ公園	日進市浅田町西田面 47-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
衣浦区	内 陸 区 域			0	3	0	3	1	2	2	2	2	2		
	19	碧南市文化会館	碧南市源氏神明町 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他区	衣 浦 区 域			0	1	0	1	1	0	0	1	0	1		
	20	朝日	岡崎市朝日町三丁目 36-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	21	管理矢	〃 矢作町馬乗 110-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	22	大平	〃 大平町字二の沢 67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23	鳴田	〃 鳴田町字広元 306	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
そ の 他 区 域			1	4	1	4	4	3	1	3					
合 計			3	23	7	23	11	15	7	21					

(注) 市町村名及び測定機(○)は平成27年3月31日現在のものである。
 (資料) 環境部調べ

表6 粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設に係る規制の概要

規制対象物質	規制種類	根拠法令	対象地域	規制対象
特定粉じん(石綿)	敷地境界における濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	石綿含有製品の製造に用いる切断機等の特定粉じん発生施設を有する工場・事業場
特定建築材料(吹付け石綿等)	作業基準に関する規制	〃	〃	吹付け石綿並びに石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している建築物等の解体、改造・補修作業
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	〃	〃	堆積場、ペルトコンベア等の一般粉じん発生施設
粉じん	〃	県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	堆積場、ペルトコンベア等の粉じん発生施設
炭化水素系物質	〃	〃	〃	ガソリンの貯蔵施設などの炭化水素系物質発生施設

(注) 平成27年3月末現在
 (資料) 環境部調べ

表 7 大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別、区域別ばい煙発生施設の設置状況

項番号	施設の種別	大気汚染防止法						電気事業法						ガス事業法						計
		名古屋		東三河		内陸		名古屋		東三河		内陸		名古屋		東三河		内陸		
		衣浦	898	916	1,679	1,192	1,496	7,933	41	18	1	9	3	9	81	8	8	8	8	
1	ボイラ	1,752	898	916	1,679	1,192	1,496	7,933	41	18	1	9	3	9	81	8	8	8	8	
2	イラス発生炉	5	1		1		1	8												
3	焼結炉	8		1				9												
4	溶鉱炉	13	2					15												
5	金風溶炉	85	101	56	122	31	152	547												
6	石油精製用触媒再生塔	40						40												
7	石油精製用触媒再生塔	2						2												
8-2	硫酸回収熱機	5						5												
9	七メソント焼成炉	6	159	3	86	5	5	264												
10	その他焼成炉	25	14		10	6	9	64												
11	骨材乾燥炉	14	6	10	25	7	36	98												
12	製鋼用電気炉	72	69	48	119	16	39	363												
13	網等精錬用溶鉱炉	23	3	6				32												
14	網等精錬用乾燥炉	51	33	25	42	41	37	229												
15	乾燥機	1	1					2												
16	塩素急冷装置																			
17	塩化第二鉄製造溶槽																			
18	活性炭製造用反応機																			
19	塩化水素反応機	3	3					6												
20	アルミ製煉用電解炉	1	1					2												
21	弗酸質肥料等製造機	3	3					6												
22	弗酸製造用施設	1	1					2												
23	トリポリ磷酸ナトリウム製造用施設																			
24	鉛二次精錬用溶解炉	4	18	2	3			27												
25	鉛蓄電池製造用乾燥機																			
26	鉛系顔料製造用乾燥機																			
27	硝酸製造用施設																			
28	クオース	8						8												
29	ガラスパイプ機	4	4		7	19		34	275	65	30	124	71	64	629					
30	ガラスパイプ機	251	38	28	18	33	25	393	815	154	157	259	178	203	1,766	5	6			
31	ガラス機	5	2		2	1		10	70	21	24	47	25	32	219					
32	ガラス機																			
工場・事業場統計		2,877	1,570	1,166	2,455	1,413	1,928	11,409	1,201	259	212	439	277	308	2,696	13	14	1	14,120	
		884	475	518	589	574	885	3,925	858	162	129	281	213	170	1,813	3	4	1	5743(774)	

(注) 1 平成27年3月末現在(名古屋、豊橋市、岡崎市及び豊田を含む)

2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の項番号をいう。

3 区域は、次の付表のとおりである。

4 工場・事業場統計については、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に重複して届出をしている事業場数を()内に内数で示した。

付表

区域区分	
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、弥富市（一般国道23号以南の地域に限る。）及び海部郡飛島村（一般国道23号以南の地域に限る。）
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、知多郡阿久比町、同郡東浦町及び同郡武豊町
東三河区域	豊橋市、豊川市（平成18年1月31日における豊川市の区域、平成20年1月14日における旧宝飯郡御津町の区域及び平成22年1月31日における旧宝飯郡小坂井町の区域に限る。）、蒲郡市及び田原市（平成15年8月19日における旧渥美郡田原町の区域に限る。）
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市（平成17年3月31日における豊田市の区域に限る。）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び愛知郡
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市（名古屋区域に掲げる区域を除く。）、あま市、西春日井郡、丹羽郡及び海部郡（名古屋区域に掲げる区域を除く。）
その他区域	上記に掲げる区域以外の地域

(注) 区域区分は、特に時点を明示したものを除き、平成27年4月1日における行政区画、その他の区域又は道路によって標示されたものである。

表 8 大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく種類別一般粉じん発生施設の数値状況

項番号	施設の種類の種類	大気汚染防止法	電気事業法	鉱山保安法	計
1	コークス炉	7			7
2	堆積場	579	7		586
3	ベルトコンベア及びバケツトコンベア	3,223	86	2	3,311
4	破砕機及び摩砕機	417	2	1	420
5	ふるい	340	4	2	346
	施設数計	4,566	99	5	4,670
	工場・事業場数計	621	(2)	1	624

(注) 1 平成27年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市を含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2の項番号をいう。

(注) 3 大気汚染防止法と重複する工場・事業場数を（）内に示す。

(資料) 環境部調べ

表 9 大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の数値状況

項番号	施設の種類の種類	大気汚染防止法
1	化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設（吹付塗装）	140
3	塗装用乾燥施設	25
4	積層板、粘着テープ、シート、はく離紙、包装材料製造接着用乾燥施設	100
5	接着用乾燥施設	14
6	オフセット輪転印刷用乾燥施設	22
7	グラビア印刷用乾燥施設	15
8	工業用洗浄施設	16
9	貯蔵タンク	3
	施設数計	340
	工場・事業場数計	78

(注) 1 平成27年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項番号をいう。

(資料) 環境部調べ

図1 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ガソリン・LPG車] ※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

1 乗用車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
39%	50年4月 (50年規制)
27%	51年4月 (等価慣性重量1tを超えるもの) (51年規制)
20%	51年4月 (等価慣性重量1t以下のもの) (51年規制)
8%	53年4月 (53年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)

2トラック・バス

(1) 軽量車

車両総重量
1.7t以下

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
32%	54年1月 (54年規制)
19%	56年1月 (56年規制)
8%	63年12月 (63年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)

(2) 中量車

車両総重量
1.7t超
2.5t以下

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	56年12月 (56年規制)
23%	元年10月 (元年規制) (0.7g/km)
13%	6年12月 (6年規制) (0.4g/km)
4.3%	13年10月 (13年規制) (0.13g/km)
2.3%	17年10月 (17年規制) (0.07g/km)

(3) 重量車

車両総重量
2.5t超

100%	48年4月前 (未規制)
70%	48年4月 (48年規制)
59%	52年8月 (52年規制)
42%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
25%	元年10月 (元年規制) (650ppm)
20%	4年10月 (4年規制) (5.5g/kWh)
17%	7年12月 (7年規制) (4.5g/kWh)
5.3%	13年10月 (13年規制) (1.40g/kWh)
2.6%	17年10月 (17年規制) (0.7g/kWh)

3 軽貨物車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
16%	2年10月 (2年規制) (0.5g/km)
8%	10年10月 (10年規制) (0.25g/km)
4%	14年10月 (14年規制) (0.13g/km)
1.6%	19年10月 (19年規制) (0.05g/km)

(資料) 環境部調べ

図2 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ディーゼル車]

1 乗用車

小型車(等価慣性重量 1.25t 以下)		中型車(等価慣性重量 1.25t 超)	
49年9月前(未規制)	100%	100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%	80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%	68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%	60%	54年4月(54年規制)
57年1月(57年規制)	52%	52%	57年1月(57年規制)
注1(61,62年規制)	29%	37%	注1(61,62年規制)
2年12月(2年規制)(0.5g/km)	21%	26%	4年10月(4年規制)(0.6g/km)
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%	16%	10年10月(10年規制)(0.4g/km)
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%	12%	14年10月(14年規制)(0.3g/km)
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%	6%	17年10月(17年規制)(0.15g/km)
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%	3%	21年10月(21年規制)(0.08g/km)

2トラック・バス

(1) 軽量車

副室式	
49年9月前(未規制)	100%
49年9月(49年規制)	80%
52年8月(52年規制)	68%
54年4月(54年規制)	60%
57年10月(57年規制)	52%
63年12月(63年規制)(0.9g/km)	36%
5年10月(5年規制)(0.6g/km)	24%
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%

(2) 中量車

副室式		直噴式	
49年9月前(未規制)	100%	100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%	80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%	68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%	56%	54年4月(54年規制)
57年10月(57年規制)	52%	49%	58年8月(58年規制)
63年12月(63年規制)	47%	40%	63年12月(63年規制)
5年10月(5年規制)(1.3g/km)注2	47%	26%	5年10月(5年規制)(1.3g/km)
注3(9、10年規制)(0.7g/km)	25%	14%	注3(9、10年規制)(0.7g/km)
15年10月(15年規制)(0.49g/km)	18%	10%	15年10月(15年規制)(0.49g/km)
17年10月(17年規制)(0.25g/km)	9%	5%	17年10月(17年規制)(0.25g/km)
注8(21、22年規制)(0.15g/km)	5%	3%	(21、22年規制)(0.15g/km)

(3) 重量車

副室式		直噴式	
49年9月前(未規制)	100%	100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%	80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%	68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%	56%	54年4月(54年規制)
57年10月(57年規制)	52%	49%	58年8月(58年規制)
元年10月(元年規制)	47%	42%	注4(63、元、2年規制)(400ppm)
6年10月(6年規制)(5.0g/kWh)	46%	35%	6年10月(6年規制)(6.0g/kWh)
注5(9、10、11年規制)(4.5g/kWh)	41%	26%	注5(9、10、11年規制)(4.5g/kWh)
注6(15、16年規制)(3.38g/kWh)	31%	20%	注6(15、16年規制)(3.38g/kWh)
17年10月(17年規制)(2.0g/kWh)	18%	12%	17年10月(17年規制)(2.0g/kWh)
注8(21、22年規制)(0.7g/kWh)	6%	4%	22年10月(21、22年規制)(0.7g/kWh)

注1. 61年規制：61年10月手動変速機付車両
62年規制：62年10月自動変速機付車両

2. 規制値の単位のみ変更

3. 9年規制：9年10月手動変速機付車両
10年規制：10年10月自動変速機付車両

4. 63年規制：63年12月車両総重量3.5t以下のもの
元年規制：元年10月車両総重量3.5t超のもの
(車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車を除く)
2年規制：2年10月車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車

5. 9年規制：9年10月車両総重量3.5t以下のもの
10年規制：10年10月車両総重量3.5t超、12t以下のもの
11年規制：11年10月車両総重量12t超のもの

6. 15年規制：15年10月車両総重量1.7t超、12t以下のもの
16年規制：16年10月車両総重量12t超のもの

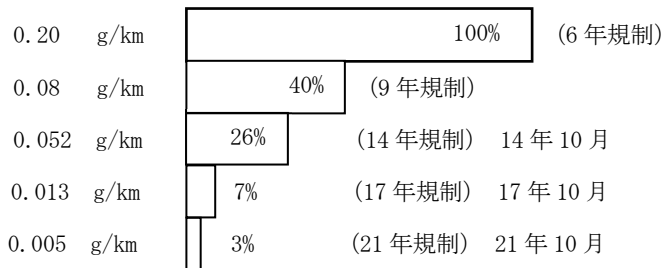
7. 17年規制から中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

8. 21年規制：21年10月車両総重量2.5t超3.5t以下のもの
12t超のもの
22年規制：22年10月車両総重量1.7t超、2.5t以下のもの
3.5t超、12t以下のもの

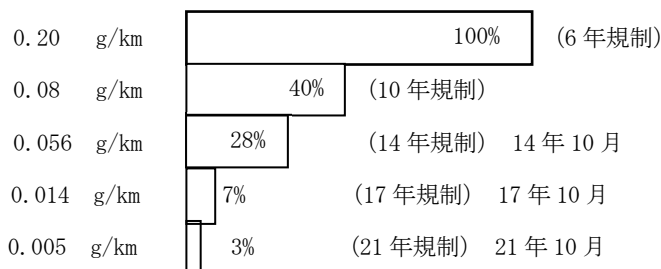
図3 粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移

※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

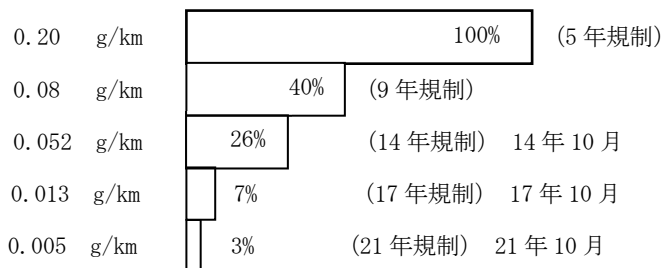
ディーゼル乗用車(小型車) (等価慣性重量 1.25t 以下)



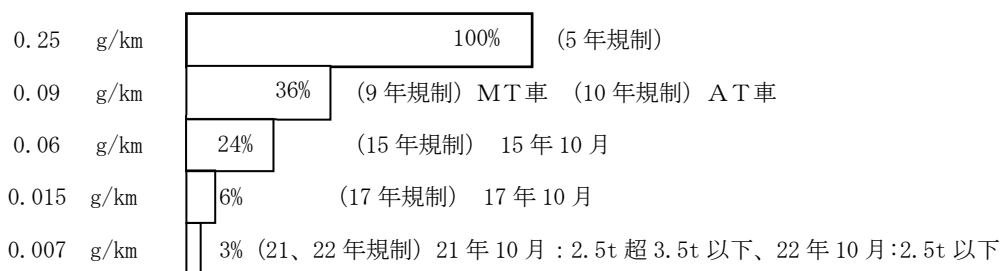
ディーゼル乗用車(中型車) (等価慣性重量 1.25t 超)



ディーゼル軽量車(車両総重量 1.7t 以下)



ディーゼル中量車(車両総重量 1.7t 超 2.5t 以下) ※



ディーゼル重量車(車両総重量 2.5t 超) ※

